

中東・北アフリカ諸国の商業代理と商品・サービスの販売
(アルジェリア・モロッコ・チュニジア)

2012年10月

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP** に作成を委託し、2012年10月31日現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Herbert Smith Freehills LLP** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Herbert Smith Freehills LLP** がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a stylized, bold, serif font.

本報告書作成委託先：

Herbert Smith Freehills LLP Dubai
Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



目次

アルジェリア	1
モロッコ	5
チュニジア	12

商業代理と商品・サービスの販売

アルジェリア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理関係法令の 条文)
1.	適用法令	<p>アルジェリアにおける商業代理店の地位について定める規定は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1975年9月26日付条令第75-59号の第34条により成立した、1987年12月23日付法第87-20号、1988年1月12日付法第88-04号、1993年4月25日付政令第93-08号および1996年12月9日付条令第96-27号による改正後の商法（併せて、「商法」） 商業活動の実施条件に関する、改正後の2004年8月14日付法第04-08号（「商業活動の実施条件に関する法律」） <p>（以下、総称して「商業代理関係法令」）</p> <p>商法第34条の他には、商業代理店契約を成立させるための形式的要件はなく、商業代理店に関する具体的な規則もない。</p>	
2.	登録商業代理店となることができる者	<p>自然人または法人であれば（外国籍であるかア</p>	<p>商法第19条および</p>

		ルジェリア籍であるかを問わず)、商業登記簿に登録することにより、商業代理店になることができる。商業代理店が外国人の場合は、先に外国商人用の職業カードを取得しなければならない。	第 20 条 商業登記簿において登録すべき商業活動の一覧 (<i>nomenclature des activités économiques</i>) を定めた、改正後の 1997 年 1 月 18 日付政令第 02-139 号
3.	商業代理／商業代理店の定義	商業代理店契約は、雇用契約 (<i>contrat de louage de services</i>) を締結していない者が、商人のために、定期的に売買契約の準備または締結および商業活動一般を請け負い、または付随業務として自己の計算において商業活動を行うための契約である。	商法第 34 条
4.	商業代理店の利用以外の方法	<p>どのようなアルジェリア企業も、所定の輸出入ライセンスを取得すれば海外から製品を輸入することを認められる。</p> <p>外国製造業者は、アルジェリア国内で独占的または非独占的な販売業者を利用することを選択できる。販売業者は、商業代理店とはみなされないが、商人であることには変わりがないため、商業登記簿において登録する必要がある。商業代理店とは異なり、販売業者は、委託者のために契約を締結することはなく、自己の計算において製品を購入し、これを販売する。</p> <p>ただし、外国製造業者がアルジェリアで会社を設立し、またはアルジェリア法人の株式を取得しようとする場合には、外国資本規制が適用さ</p>	<p>輸入品の申告資格を有する者に関する 2010 年 11 月 14 日付政令第 10-288 号</p> <p>商法第 19 条</p> <p>投資に関する 2001 年 8 月 20 日付条令第 01-03 号第 4 条の 2</p> <p>「外国人株主がいる営利企業による再販売を</p>

		<p>れる点に留意しておくべきである。アルジェリア法人の株式資本の 51%（輸入活動については 30%）以上は、アルジェリアに居住するアルジェリア国民により占有所持されていなければならない。</p> <p>外国製造業者はさらに、仲介人、事務所（<i>bureau d'affaires</i>）または連絡事務所（<i>bureau de liaison</i>）を利用することもできる。このような組織は、再販売を目的として製品を購入することや外国製造業者のために取引を行うことを認められておらず、外国製造業者と第三者の買主との間で直接行われる取引の交渉と準備のみ行うことができる。</p>	<p>目的とした原材料、製品および物品の輸入活動に適用される条件に関する」2009年5月12日付政令第09-181号</p>
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	<p>アルジェリア国内で活動しようとする商業代理店は、商業登記簿に登録されていなければならない。</p>	<p>商法第 19 条</p>
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	<p>商業登記簿に登録されていない商業代理店は、適法に活動することができない。これに違反して商業活動を行った場合には、法に基づいて処罰されます（50,000 アルジェリアディナール¹から 500 万アルジェリアディナール²の罰金）。</p>	<p>商業活動の実施条件に関する法第 30 条以下</p>
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	<p>国立商業登記センター（National Centre of the Trade Register）</p>	<p>商業活動の実施条件に関する法第 2 条</p>

¹ 2012年9月24日時点で、約48,900円。

² 2012年9月24日時点で、約4,899,214円。

8.	独占性	商業代理関係法令上、商業代理店契約が独占的または非独占的なものでなければならないという明示的な要件はない。	
9.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	アルジェリアの商業代理関係法令上では、商業代理店契約がアルジェリア法に準拠しており、アルジェリアの裁判所の専属管轄に服していなければならないという要件はない。 ただし、（商業登記簿への登録など）商業代理店に関するアルジェリアの公序規定が適用される点には、留意しておくべきである。	
10.	商業代理店契約について要求される最短期間または最長期間	特になし。ただし、永続的契約を禁止する一般原則は適用されるため、商業代理店契約の期間は99年を超えてはならない。	商法第34条
11.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	期間の定めのない商業代理店契約は、他方当事者による契約不履行の場合を除き、一方当事者が業界の慣行に従った事前の予告をせずにこれを解除することは認められない。	商法第34条
12.	登録された商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	契約違反を理由に契約を終了し、被った損害について補償を受けられる場合を除き、商業代理関係法令は、商業代理店の解約および／または非更新に際して補償の支払いを要求していない。	
13.	代理店契約に際するその他の必要条項	契約は、誠実に履行されなければならない。	民法第107条

モロッコ

モロッコ			
	項目	概要	参照条文 (商法の条文)
1.	適用法令	<p>モロッコにおける商業代理店の地位について規定している唯一の法令は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商法を成立させる法第 15-95 号を公布した、ヒジュラ暦 1417 年 3 月 15 日（1996 年 8 月 1 日）付国王令第 1-96-83 号（「商法」） 	商法第 393 条ないし第 404 条
2.	登録商業代理店となることができる者	<p>自然人または法人であれば（外国籍であるかモロッコ籍であるかを問わず）、商業登記簿に登録することにより、商業代理店になることができる。</p>	商法第 6.9 条
3.	商業代理／商業代理店の定義	<p>商業代理店契約は、雇用契約を締結していない者が、商人または生産者もしくは別の商業代理店の名においてかつその者のために、定期的に売買契約の交渉または締結およびその他の商業活動一般を請け負う委任関係で、委任者が商業代理店に対して売上につき手数料を支払うことを約束するものである。</p>	商法第 393 条
4.	商業代理店の利用以外の方法	<p>外国製造業者は、モロッコにおいて支店または関連会社を設立登記し、輸入ライセンスを取得することを条件として、海外からモロッコへ製</p>	<p>随時改正される、外国貿易に関する 1992 年 11 月 9 日付法第 13-89</p>

		<p>品を輸入することが認められている。</p> <p>外国製造業者は、モロッコ国内で販売業者を利用することを選択できる。販売業者は、商業代理店とはみなされないが、商人であることには変わりがないため、商業登記簿において登録する必要がある。商業代理店とは異なり、販売業者は、委託者のために契約を締結することはなく、自己の計算において製品を購入し、これを販売する。</p> <p>外国法人やモロッコ国内で販売業者として活動している外国人も、販売業者となることができる。なお、モロッコでの会社設立には、一般的な外国資本規制がない。</p> <p>モロッコでは、フランチャイズなど他の販売制度も利用できる。</p> <p>外国製造業者はさらに、仲介人、事務所 (<i>bureau d'affaires</i>) または連絡事務所 (<i>bureau de liaison</i>) を利用することもできる。このような組織は、再販売を目的として製品を購入することや外国製造業者のために取引を行うことを認められておらず、外国製造業者と第三者の買主との間で直接行われる取引の交渉と準備のみ行うことができる。</p>	号
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	商業代理店は、商業登記簿において商人として登録されていなければならない。	商法第 37 条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	商業登記簿に登録されていない商業代理店は、適法に活動することができない。これに違反して商業活動を行った場合には、法に基づいて処	商法第 62 条

		罰される（1,000 モロッコ・ディルハム ³ から5,000 モロッコ・ディルハム ⁴ の初回罰金）。	
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	会社の登記住所地または商人が主な事業所を有する地を管轄する商事裁判所の書記	商法第 28 条
8.	独占性	<p>商業代理店契約において独占性について定めていない限り、商業代理店は、事前の承諾を得ずに、複数の企業を代理することができる。ただし、これらの企業が互いに競合する関係にあってはならない。</p> <p>委託者がモロッコにおいて複数の商業代理店を選任する場合、ある商業代理店を他の商業代理店との消極的競争から保護することはできない。</p> <p>商業代理店契約において、契約終了後の競業禁止義務について規定することは可能であるが、このような条項の適用範囲は、商業代理店契約の対象となっている地理的地域または所定の者や商品またはサービスに限定される。当該条項の期間は、2年を超えてはならない。</p>	商法第 393 条および第 403 条
9.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	<p>商業代理店契約がモロッコ法に準拠しており、モロッコの裁判所の専属管轄に服していなければならないという要件はない。</p> <p>ただし、商業代理店に関する商法第 393 条ないし第 404 条は公序に関する規定であり、商業代</p>	<p>モロッコの国際私法に関する 1913 年 8 月 12 日付国王令</p> <p>商法第 404 条および第 394 条</p>

³ 2012 年 9 月 25 日時点で、約 9,088 円。

⁴ 2012 年 9 月 25 日時点で、約 45,442 円。

		<p>理店がモロッコに所在する場合には必ず適用される。</p> <p>当事者が第 393 条ないし第 404 条の適用除外を認められるのは、商業代理店の活動が他の目的を持つ契約に付随する場合に限られている。当該契約の実施によってその主な目的が実際には商業代理店関連であることが明らかになれば、たとえ契約が外国法を準拠法としている場合であっても、モロッコの公序規定に服さなければならない。</p>	
10.	商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間	特になし。	商法第 396 条
11.	商業代理店への支払い	<p>商業代理店の報酬は、商業代理店契約によって規定されるか、慣習によって決定されるか、訴訟の場合は裁判所によって合理的に定められる。商業代理店が取り扱った取引の件数または金額に応じた手数料を報酬とすることもできる。</p> <p>商業代理店は、自らの行為の結果として取引が完了した場合、または類似した取引のために商業代理店が紹介した第三者との取引が完了した場合に、手数料を受け取ることができる。</p> <p>商業代理店が特定の地理的地域または所定の取引相手先グループを担当している場合には、商業代理店契約が有効な間、商業代理店は当該地域またはグループに属する者と取引が完了する度に手数料を受け取る。</p>	商法第 398 条、第 399 条、第 401 条

		<p>手数料の支払期日は、取引が完了したとき、または顧客と締結した契約に基づいて完了すべきであったとき、もしくは顧客が取引における自らの義務を履行したときに、到来する。</p> <p>手数料は、取引が生じた四半期の翌月の末日までに支払われなければならない。</p> <p>委託者の契約違反によらずして取引が行われなかった場合には、手数料を受け取ることができない。その場合には、代理店は事前に受け取った手数料を返還しなければならない。</p>	
12.	商業代理店契約の終了に関する法の規定	<p>期間の定めのない商業代理店契約は、以下の各期限までに事前の予告をした場合に限り、解約することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> -契約1年目の間は1カ月前 -契約2年目の間は2カ月前 -契約3年目以降は3カ月前 <p>当事者は、より長い予告期間を定めることができるが、委託者に求められる予告期間は代理店に求められる予告期間より短いものであってはならない。</p> <p>予告期間の期間満了日は、該当する西暦の月の末日となる。</p> <p>当初は期間の定めがあった契約が期間の定めのない契約となった場合（すなわち、当事者が契約期間満了後に契約を履行し続けた場合）、必要とされる事前の予告期間を計算する際には期間の定めがあった契約が履行された期間も算入</p>	商法第 396 条

		<p>される。</p> <p>委託者は、商業代理店に重大な過失 (<i>faute grave</i>) があつた場合には、事前に予告することなく契約を解約することができる。</p> <p>商業代理店契約は、不可抗力発生の場合には自動的に解約される。</p>	
13.	商業代理店契約終了後の商業代理店への支払い	<p>商業代理店は、商業代理店契約の終了後に完了した取引であっても、取引が主に商業代理店契約の有効期間内における商業代理店の行為の結果であり、かつ当該契約の終了後 1 年以内に完了した場合、または委託者もしくは商業代理店が顧客から注文を受けたのが契約の終了前であった場合には、当該取引につき手数料を受け取ることができる。</p> <p>上述の定めに従い、取引が従前の商業代理店の成果である場合には、現在の商業代理店は手数料を受けるとできない。ただし、公平な取扱いの原則に従って双方の代理店が手数料を共有すべき事情がある場合には、この限りではない。</p>	商法第 400 条
14.	商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	<p>商業代理店は、商業代理店契約が終了した日から 1 年以内に補償の支払いを求めることができる。商業代理店契約が商業代理店の死亡により終了した場合、商業代理店の承継人は同一の補償を受けることができる。</p> <p>以下の場合には、補償を受ける権利がない。</p> <p>-契約の終了が商業代理店の重大な過失によると</p>	商法第 402 条

		<p>き。</p> <p>-商業代理店契約が商業代理店側によって解約されたとき。ただし、当該解約が委託者の責に帰すべき特別な事情によるか、または商業代理店が年齢、障害もしくは疾病を理由に活動を継続することが合理的に不可能となったときは、この限りではない。</p> <p>-商業代理店が自らの契約上の権利および義務を（委託者の承諾を得て）譲渡したとき。</p>	
15.	代理店契約に際するその他の必要条項	<p>商業代理店契約とその変更は、書面によって合意されなければならない。</p> <p>当事者は、忠実義務を負う。</p>	商法第 395 条および第 397 条

チュニジア

チュニジア			
	項目	概要	参照条文 (商業代理関係 法令の条文)
1.	適用法令	<p>チュニジアにおける商業代理店の地位について定める主な法令は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商法を成立させた、1959年10月5日付法第59-129号（「商法」） • 一定の商業活動を行うための条件に関する、1961年8月30日付勅令法第61-14号（「一定の商業活動を規制する勅令法」） • 商業登記簿に関する、1995年5月2日付法第95-44号（「商業登記簿に関する法」） <p>(以下、総称して「商業代理関係法令」)</p>	
2.	商業代理店となることができる者	<p>- 商業登記簿に登録することにより、商業代理店になることができるのは、チュニジアの自然人または法人に限られている。</p> <p>- 外国人は、財務省（Ministry of Finance）が事前に例外を認めた場合を除き、原則としてチュニジアで商業代理店として活動することを禁止さ</p>	一定の商業活動を規制する勅令法第8条

		れている。	
3.	商業代理／商業代理店の定義	商業代理店契約は、雇用契約 (<i>contrat de louage de services</i>) を締結していない者が、商人のために、定期的に売買契約の準備または締結および商業活動一般を請け負うための契約である。	商法第 625 条
4.	商業代理店の利用以外の方法	<p>- どのようなチュニジア企業も、認可を受けた仲介人を介在させ、かつ必要に応じて所定の輸出入ライセンスを取得すれば、海外から製品を輸入することを認められる。</p> <p>- 外国製造業者は、チュニジア国内で販売業者を利用することを選択できる。販売業者は、商業登記簿において登録する必要がある。商業代理店とは異なり、販売業者は、委託者のために契約を締結することはなく、自己の計算において製品を購入し、これを販売する。</p> <p>- チュニジア法では、事前に貿易省 (Ministry of Trade) およびチュニジア中央銀行 (Central Bank of Tunisia) から認可を取得すれば、外国法人も販売業者になることができる。</p> <p>- チュニジアでは、フランチャイズなど他の販売制度も利用できる。</p> <p>- 外国製造業者はさらに、連絡事務所 (<i>bureau de liaison</i>) を利用することもできる。このような組織は、再販売を目的として製品を購入することや外国製造業者のために取引を行うことを認められておらず、外国製造業者と第三者の買主との間で直接行われる取引の交渉と準備のみ</p>	<p>* 外国貿易に関する 1994 年 3 月 7 日付法第 94-41 号およびこれを施行する 1994 年 8 月 29 日付命令第 94-743 号</p> <p>* 販売活動に関する 2009 年 8 月 12 日付法第 2009-69 号</p> <p>* 一定の商業活動を規制する勅令法第 2 条</p> <p>* 商事会社法</p> <p>* 商業登記簿に関する法第 2 条</p>

		<p>行うことができる。ただし、現行の行政実務によれば、チュニジアで連絡事務所を設立する場合、たとえ商業活動を行わない連絡事務所であっても、事前に貿易省から認可を取得する必要がある。</p> <p>- 外国製造業者は、事前に貿易省およびチュニジア中央銀行の認可を取得すれば、チュニジアに支店を設立することもできる。</p>	
5.	商業代理店／商業代理店契約の登録	チュニジア国内で活動しようとする商業代理店は、商業登記簿に登録されていなければならない。	商業登記簿に関する法第2条
6.	商業代理店を登録しなかった場合の影響	商業登記簿への登録を行わないまま商業代理店として活動した者には、100チュニジア・ディナール ⁵ から2,000チュニジア・ディナール ⁶ の罰金が科せられる。商業代理店として活動した者が法人である場合、法定の最高額の半分以上となる額の罰金が科せられる。	商業登記簿に関する法第68条
7.	商業代理店の登録についての監督官庁または監督機関の名称	商業代理店が活動したいと考える地域を管轄する第一審裁判所	商業登記簿に関する法第2条
8..	独占性	商業代理関係法令上、商業代理店契約が独占的または非独占的なものでなければならないという明示的な要件はない。	
9.	商業代理店契約に要求される準拠法および管轄	チュニジアの商業代理関係法令上には、商業代	国際私法典を成立させ

⁵ 2012年9月26日時点で、約4,928円。

⁶ 2012年9月26日時点で、約98,546円。

		<p>理店契約がチュニジア法に準拠しており、チュニジアの裁判所の専属管轄に服していなければならないという要件はない。</p> <p>ただし、外国法に準拠する契約にも、（商業登記簿への登録など）チュニジアの公序規定が適用される点には、留意しておくべきである。</p>	<p>た、1998年11月27日付法第98-97号</p>
10.	商業代理店契約で要求される最短期間または最長期間	<p>特になし。ただし、永続的契約を禁止する一般原則は適用されるため、商業代理店契約の期間は99年を超えてはならない。</p>	<p>商法第626条</p>
11.	登録された商業代理店契約の終了に関する法の規定	<p>期間の定めのない商業代理店契約は、他方当事者に過失がある場合を除き、実務に即した合理的な事前の予告をせずに解除することは認められない。</p>	<p>商法第626条</p>
12.	商業代理店契約の解約および／または非更新の際の補償	<p>契約違反を理由に契約を終了し、被った損害について補償を受けられる場合を除き、商業代理関係法令は、商業代理店の解約および／または非更新に際して補償の支払いを要求していない。</p>	
13.	代理店契約に際するその他の必要条項	<p>契約は、誠実に履行されなければならない。</p>	